

法人の設立、開設、異動の申告について

白馬村に新たに法人を設立または事務所・事業所を開設した場合や、既に白馬村に申告している事項に変更があった場合は、法人設立（設置）異動等申告書の提出が必要です。

なお、申告する事項によって、添付する書類が異なりますのでご注意ください。

1 法人を新たに設立、開設した場合

必要書類 設立・開設事由	法人設立（設置） 異動等申告書	登記簿謄本（写） （履歴事項全部証明書）	定款 （写）
新たに白馬村に法人を設立	○	○	○
他市町村から転入	○	○	○
新たに事務所（営業所等）を開設	○	○	○
既に白馬村に本店または事務所等 があり、新たに事業所を開設	○	—	—

2 既に申告している事項に変更があった場合

必要書類 変更事由	法人設立（設置） 異動等申告書	登記簿謄本（写） （履歴事項全部証明書）	定款 （写）	その他
解散	○	○	—	—
清算	○	○	—	—
休業	○	—	—	—
本店転出	○	○	—	—
事務所等の閉鎖	○	—	—	—
事業年度の変更	○	—	○	変更後の定款（写） または議事録
申告期限の延長	○	—	—	法人税の延長申請書 （受付済）等（写）
合併	○	○	○	合併契約書（写）
その他登記事項の 変更（商号、代表 者、資本金等）	○	○	—	—

※上記以外にも必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。